弊所ΗΡよりバックナ ンバーがご覧頂けます

◇ 労務管理のエッセンス ◆◇ (01/10月号) (第39号)

赤井労務マネジメント事務所 社会保険労務士 赤井孝文 akai2@mx52.tiki.ne.jp 下関市長府金屋町 4-21 電話 45-5034 ホームページ http://www.6064.jp

※再送(お詫び:下記の枠内の文章が設定ミスで表示されていませんでした。)

就業規則のツボ~連載②(試用期間の設定)

就業規則は民事上の権利義務を発生させ、労使共にそのルールの範囲内で規制を受けることになりま す (就業規則の法規範説)。この連載では就業規則の例文を紹介し運用上の留意点を解説していきたいと思 います。当たり前のように定められている条文でも、定めているからこそ労使トラブルが未然に防げていることも 数多くあります。第2回は『試用期間の設定』です。

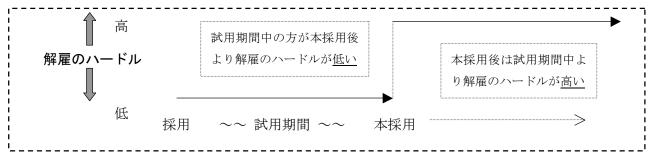
(試用期間)

- 新たに採用した者については、採用の日から●ヶ月間を試用期間とする。 第○条 ただし、会社が適当と認めるときは、この期間を短縮し、又は設けないことがある。
 - 2 試用期間中に従業員として不適格と認められた者は、第●条各号の事由に基づき 解雇することがある。
 - 3 試用期間は、勤続年数に通算する。

【解 説】・・・試用期間は相対的記載事項である。(決まりがあれば規定化する必要がある事項)

試用期間というのは人事制度の施策の一つとして、多くの会社で定められています。この試用期間を 設ける場合に一番気をつける部分といえば、期間をどのぐらい設けるかということです。この期間に関 して、法律で上限や下限が決められているということはありません。ちなみに、労働基準法で規定され ている14日というのは、労働基準法の解雇予告の例外として定められている試用期間のことです。 一般的には、試用期間を1ヶ月から3ヶ月程度にするのが一番多く、続いて6ヶ月が多くなっています。

試用期間というのは、本採用に至る前段階として、働くことによってでしか知ることができない従業 員としての能力・協調性等を見て、**従業員としての適格性を判断する期間**として人事施策上では位置付 けられています。したがって、面接や採用段階で知りうるべき事項を、この期間で洗い出したり、裏づ けを取るような期間ではありません。



試用期間に関しては、本採用に至るまでの『処遇』、『期間延長』、『普通解雇基準との相違点』等を関 連付けて明記すれば、より現実的な運用が可能となります。あくまでも相対的記載事項ですが、採用時 のリスクヘッジの観点から考えると規定化する方が望ましいでしょう。

このFAXがご不要でありましたら、誠に恐縮ではございますが、この紙面を折り返しFAXして頂く |か、又はご一報頂ければと存じます。以後、ご送信を控えさせて頂きますので、何卒ご容赦下さい。

貴社名 FAX番号45-7166 □ **不要**